

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・貯蔵品
移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) 長期前払費用
均等償却しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：変動金利借入
 - (3) ヘッジ方針
将来の金利変動リスクを回避する目的でヘッジしております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップのため、有効性の評価は省略しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

追 加 情 報

(法人事業税の外形標準課税)

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号）に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が4,162千円増加し、営業損失及び税引前中間純損失が同額増加し、経常利益が同額減少しております。